

平成 28 年
第 3 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 28 年 11 月 21 日 (月曜日)

議事日程 第 1 号

11 月 21 日午前 10 時 40 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号並びに報告第 1 号

出席議員 (10 人)

議 長	12 番	八 田 盛 茂 君
副 議 長	6 番	鈴 木 喜 明 君
	1 番	加 納 洋 明 君
	2 番	片 平 一 義 君
	3 番	青 山 祐 幸 君
	4 番	秋 元 智 憲 君
	5 番	小 貫 元 君
	7 番	白 川 祥 二 君
	9 番	梶 谷 大 志 君
	11 番	角 谷 隆 司 君

欠席議員 (2 人)

	8 番	道 下 大 樹 君
	10 番	吉 川 隆 雅 君

列席者

管理者	北海道知事	高 橋 はるみ 君
	代表監査委員	東 陽 一 君

出席説明員

専任副管理者	小	林	亘	君	
副 管 理 者	白	井	俊	君	
会 計 管 理 者	山	本	広	海	君
総 務 部 長	早	川	友	浩	君
振 興 部 長	藤	田	謙	二	君
参事(総務担当)	山	田		聡	君
参事(管理担当)	上	田		均	君
参事(企画振興担当)	富	木	浩	司	君
参事(計画担当)	磯	田	正	勝	君
参事(施設担当)	青	山	和	男	君
出 納 室 長	篠	原		聡	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	山	田	聡	君	
書 記 (同)	横	田	聡	君	
書 記 (同)	三	谷	圭	弘	君

午前10時40分開会

1. 開 会

○議長(八田盛茂君) それでは、ただいまより、本日招集されました平成28年第3回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午前10時41分開議

○議長(八田盛茂君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(八田盛茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

秋	元	智	憲	君
青	山	祐	幸	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(八田盛茂君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（山田聡君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号であります。

このほか、管理者から、資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（八田盛茂君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日11月21日、1日間にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号並びに報告第1号

○議長（八田盛茂君） 日程第3、議案第1号並びに報告第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者小林亘君。

1. 議案第1号並びに報告第1号の説明

○専任副管理者（小林亘君） ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、石狩湾新港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例案についてでございます。

この条例は、第1条にございますように、港湾法の規定に基づき、臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図ることを目的として制定するものでございます。

条例の概要につきましては、第3条にございますとおり、臨港地区内に商港区、工業港区、漁港区、保安港区の4港区を指定し、無秩序な土地利用の回避、計画的土地利用や民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等を規制しようとするものでございます。

議案第1号につきましては、以上でございます。

次に、報告第1号、平成27年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件についてご説明申し上げます。

石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をごらんください。

初めに、一般会計についてでございますが、その主なものをご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体からの負担金といたしまして18億779万1000円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などといたしまして7347万3931

円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして4816万6069円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金といたしまして2686万2631円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債といたしまして1億270万円であり、歳入決算額の合計は20億6248万8096円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などおいたしまして3億8592万3324円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費といたしまして1億8537万2171円、第4款の災害復旧費につきましては、被災した港湾施設に係る災害復旧事業といたしまして1125万8730円、第5款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして10億9947万4889円であり、歳出決算額の合計は20億733万5852円となっております。

したがって、歳入歳出の差し引き残額につきましては、表の下の欄外にございますとおり、5515万2244円となり、この差し引き残額につきましては、平成28年度の繰越金として計上する予定でございます。

次に、港湾整備事業特別会計につきまして、その主なものをご説明いたします。

3ページをごらんください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料や港湾施設用地等使用料などおいたしまして4億2935万9786円、第2款の財産収入につきましては、財産貸し付け収入といたしまして2593万4928円、第3款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして3億1698万4524円、第4款の諸収入につきましては、下水道事業に係る経費などおいたしまして1億5199万3654円、第5款の組合債につきましては、港湾事業債といたしまして3億3690万円であり、歳入決算額の合計は12億6117万2892円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などおいたしまして2億7944万8019円、第2款の港湾建設費につきましては、起債事業費などおいたしまして3億5188万5113円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして6億2983万9760円であり、歳出決算額の合計は12億6117万2892円となっております。

したがって、歳入歳出額は同額であり、差し引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書（主要な施策の成果）をごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページ目をお開きください。

総務費でございますが、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費などから成っており、これらにより、港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施行に伴う港湾管理者負担金や、管理組合が施行する補助事業などにより、本港の水域施設及び臨港道路など、港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、8ページをごらんください。

災害復旧費でございますが、被災した港湾施設について、その機能を回復するため、復旧事業を実施したところでございます。

次に、13ページをごらんください。

港湾整備事業特別会計についてでございますが、総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、ひき船、上屋、埠頭用地及び荷役機械などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

次に、14ページをごらんください。

港湾建設費につきましては、花畔埠頭用地舗装工事などを実施し、港湾施設の整備促進を図ったところでございます。

以上申し上げました平成27年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を得ようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（八田盛茂君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員東陽一君。

○代表監査委員（東陽一君） 平成27年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の審査につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付されたところでございます。

決算の審査に当たりましては、決算の計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正に処理されているかといったことに重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査いたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務につきましては、総体として適正に執行されたものと認めたとところでございます。

以上が決算審査の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（八田盛茂君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、2015年度決算についてです。

一つ目は、北防波堤災害復旧工事についてです。

2014年11月3日から4日にかけてと2015年1月20日の強風を伴う低気圧によって北防波堤が破損したということです。

自然災害によって北防波堤が被災し、復旧工事を行った事例について、それぞれ被災した時期と原因及び復旧工事費について説明してください。

北防波堤については、国土交通省が定める港湾施設の技術上の基準に基づき、設計しているとのこと。管理組合としては、50年確率の波まで安全性を有すると考えているとの答弁でした。しかし、今回の復旧工事は、50年確率の波を超えていなくても被災し、復旧が必要になりました。経年変化などにより消波ブロックにずれが生じたところに、冬季波浪による波力が作用したため、消波ブロックが移動したということです。

このような消波ブロックの移動については、港湾施設の技術上の基準ではどのように定められているのか、説明してください。

この被災の後の北防波堤延伸工事で工事内容に変更が生じたかどうか、変更していなければその理由を、変更しているのであれば内容を説明してください。

二つ目には、地元企業との関係について伺います。

いただいている資料の主要な施策の成果に記載の事業のうち、地元企業の受注についてですが、一般会計と特別会計の決算ベースで、小樽市の企業、石狩市の企業、その他地域の企業への受注実績額をそれぞれ説明してください。

三つ目には、監査委員の審査意見書に関連して伺います。

審査意見書には、石狩湾新港地域における企業立地について記載があります。その数は、ことしの7月末現在をもとに記載しています。昨年は6月末でした。本来であれば、決算年度の末である2016年3月末の数字で比較することが適切だと考えますが、監査委員の考えを示してください。

また、なぜ7月末の数字を選んだのか、説明してください。

今後も、年度によって異なる月を示すことになるのか、お答えください。

次に、来年度予算要求案についてお聞きします。

一つ目に、北防波堤の延伸工事についてです。

工事の根拠になっているマイナス14メートルバースの静穏度が確保されていないということについて、昨年の第2回定例会の答弁では、年間を通じて97.5%以上の荷役を可能とする静穏度が確保されていることとされています。

西埠頭のことしの荷役状況で荷役が可能でなかった日数は何日か、お答えください。

港湾施設の技術上の基準・同解説によれば、一般的に、静穏度は荷役稼働率として評価するとあります。この荷役稼働率について、西1号岸壁に接岸するチップ船の場合どのように算出されているのか、説明してください。

航路に砂の堆積が見られるということについてお聞きします。

現在の状況について詳しく説明するとともに、その原因についてと東防砂堤との関係を説明してください。

二つ目に、農水産物の輸出増加に対応するために小口コンテナを積みかえするための施設整備を行うと言います。国の補助メニューについてと、具体的なことが明らかになるスケジュールを説明してください。

三つ目に、ガントリークレーンの新設に関連して伺います。

国土交通省は、本年3月、港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドラインをまとめました。

石狩湾新港での港湾荷役機械の維持管理計画策定の予定はどのようになっていますか、説明してください。

この維持管理計画を策定する前と策定後でどのように変わるのか、説明してください。

現在のガントリークレーンは、2001年に供用開始となっています。設置当時は、これからコンテナ貨物は伸びるんだと言って設置したわけです。この設置当初の収支計画では、2015年度ではどのようになっている計画だったのか、説明してください。

当時想定していた2014年時点のコンテナ数と実際のコンテナ数の比較を示してください。

次に、西地区の埠頭建設計画について質問します。

港湾計画では、石灰石が15万トン、バイオマス発電の燃料としてPKSを28万5000トン輸入するので、新たな埠頭用地と岸壁が必要だということで整備する計画です。世界におけるPKSの供給量は約1000万トンと言われていています。その中で、既に700万トンが流通しており、残りは300万トンです。近年、バイオマス発電の燃料として注目されていることから、日本への輸入量も大幅に増加しています。将来的には数百万トン規模での輸入が必要になりますが、どの程度、現在の価格のまま輸入拡大できるか、不透明な状況です。

第2回定例会の質問に対しては、発電出力5万キロワットで、具体的な輸入量等については検討中とのことでした。企業ヒアリングの結果、28万5000トンが輸入されるとして港湾計画をつくったが、実際は、28万5000トンの輸入にはならないということでしょうか、説明してください。

PKSは副産物ですから、供給量がふえていくことは考えにくいものです。さまざまな調査でも、PKSの今後の動向については、輸入量の確保について大きな課題として位置づけています。

管理組合としては、PKSの輸入について、今後の動向をどのように考えているのか、考えを示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者小林亘君。

○専任副管理者（小林亘君） 小貫議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度決算に関し、初めに、北防波堤における過去の災害復旧工事を行った事例についてでございますが、平成12年12月24日から平成13年1月5日の冬季風浪により消波工が沈下するとともに、胸壁工や上部が被災した事例があり、その災害復旧事業費は1億2200万円で行いました。

次に、波力による消波ブロックの移動についてでございますが、消波ブロックの波に対する安定の

検討に当たりましては、港湾施設の技術上の基準において、適切な水理模型実験、または示されている数式により算定することを標準とすると定められているところでございます。

次に、被災後の工事内容の変更についてでございますが、現在、延伸している北防波堤の区間は消波ブロックのない構造となっておりますが、これは、平成26年の被災前に設計されたものであり、災害を受けて変更されたものではございません。

次に、平成27年度の地元企業の受注実績についてであります。主要な施策の成果に記載した事業のうち、管理組合が発注した事業の受注実績額といたしましては、平成27年度一般会計につきましては、小樽市の企業は164万1600円、石狩市の企業は4498万7732円、その他の地域の企業は1億4915万4942円となっております。また、特別会計につきましては、小樽市の企業の実績はなく、石狩市の企業は1億2627万7393円、その他の地域の企業は2億2707万9656円となっております。

次に、来年度予算要求に関し、まず、西埠頭の荷役状況についてでございますが、本年1月以降10月末までの間、19隻の貨物船が西埠頭を利用しており、荷役日数延べ44日のうち、天候により荷役を中止した日が2日あったところでございます。

次に、西1号岸壁の荷役稼働率についてであります。荷役稼働率につきましては、本港の波浪データにより岸壁前面の波高を算出し、荷役限界波高を超えない波高の時間的発生率を算出しているところであり、チップ船など個々の船舶に対する荷役稼働率は算出しておりません。

次に、港口付近における砂の堆積についてであります。国の調査により、本港の港口付近において砂が堆積し、航路の一部の水深が約0.5メートルから2メートル減少していることが確認されましたが、砂が堆積した原因や東防砂堤との関係につきましては、現在、国において調査をしているところでございます。

次に、農水産物の輸出増加に向けた国の新規制度についてでございますが、農水産物の輸出に戦略的に取り組む港湾において、輸出の効率化に資する基盤整備を支援する平成29年度の新規制度として国が検討しているところであり、その具体的な補助内容やスケジュールなどについては、現段階では示されていないところでございます。

次に、港湾荷役機械の維持管理計画についてであります。本港のガントリークレーンの維持管理は、これまでも、国が定めたクレーン等安全規則に基づき、作業開始前の点検や定期的な検査を実施するほか、計画的な修繕を行うなど適切な維持管理に努めているところであります。国が本年3月に策定したガイドラインに基づく維持管理計画の策定につきましては、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、維持管理計画の策定についてであります。維持管理計画の策定によりまして、港湾荷役機械のより効果的、効率的な維持管理が推進されるとともに、ライフサイクルコストの縮減などが図られるものと考えております。

次に、既設ガントリークレーンの設置当時の収支計画についてであります。既設のガントリークレーンの設置当時は外貿定期コンテナ航路が開設されて間もない中で、実績をもとにした将来予測は非常に難しいものがあったと考えられますが、当時の収支計画では、平成13年度から27年度に貨物量が約5倍に増加すると想定されていたところでございます。

次に、当時想定したコンテナ本数と実績の比較についてでございますが、平成26年度のコンテナ本数は、当時の想定が7万8200本に対しまして、実績は2万7018本となっております。

次に、西地区の埠頭建設計画に関し、まず、パームヤシ殻、いわゆるPKSの輸入量についてであります。石狩湾新港地域内にバイオマス発電所の建設を計画している事業者によりますと、使用燃料には輸入バイオマス燃料であるPKSのほか、地域材が想定されており、それぞれの必要量につきましては現在検討中と聞いているところでございます。

最後に、PKS輸入量の動向についてでございますが、東南アジアの生産地域におきましてPKSの生産量が大きく増加する見込みが小さいことは承知しておりますが、当該事業者によりますと、石狩湾新港地域内での発電に必要な量は確保できると聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 代表監査委員東陽一君。

○代表監査委員（東陽一君） 小貫議員の質問にお答えします。

企業立地の記載についてであります。石狩湾新港は、石狩湾新港地域開発基本計画に基づき、流通港湾として整備をされているところであり、引き続き、背後地の流通、食品加工等の企業集積に伴う物流需要の増大に対応していくことが期待されていることから、監査委員といたしましても、このことに関連いたしまして石狩湾新港地域における企業の立地及び操業数について決算審査意見書に記載しているものでございます。

企業の立地及び操業数につきましては、決算審査の対象としているものではなく、また、月ごとの変動も生じることから、その現況をお示しすることが望ましいものと考え、7月末の状況を述べさせていただいたところであり、今後とも同様の取り扱いをしたいと考えているところでございます。

○議長（八田盛茂君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問します。

初めに、2015年度決算の北防波堤災害復旧工事についてです。

消波ブロックについて、基準での定めについて答弁がありました。その基準に基づいて設計していた消波ブロックがなぜ移動して防波堤にぶつかったと考えているのか、説明してください。

2015年1定での答弁では被災前の状態に戻すということでしたが、それでは、また被災しないかが心配です。答弁にあったように、15年前にも冬季風浪で防波堤が被災しています。今後、同様の被災を受けないための対策をどのようにとっているのか、説明してください。

次に、地元企業との関係について伺います。

一般会計については小樽市の企業は1%以下、特別会計に至っては小樽市の企業は実績がないということで、全体を通して小樽市の企業の受注が極端に少なく、小樽、石狩以外で7割の主要な施策を受注しています。

管理組合として、現在の地元企業の受注状況についてどのように考えているのか、見解を示してください。

これまでどのようにして地元企業の受注機会を確保してきたのか、説明してください。

また、税金が地元企業投資、地域経済に還流するよう配慮すべきだと思いますが、今後の対応につ

いても説明してください。

審査意見書にある企業の立地及び操業数については、現況を示すのが望ましいので今後も同様とするということでした。私が読んだ2011年度から2013年度の審査意見書は、3月末の数字でした。あえて2014年度に変えました。これまでの記載は望ましくなかったということなんですか、お答えください。

我々議会が必要としているのは、決算に関しての意見です。監査の意見項目でないにしても、前述の決算内容を参考として、同じ時期の数字を載せていなくては意味がありません。最新の数字を述べる必要があるのであれば、それは、決算の審査意見書でなくてもいいと思います。ですから、決算年度に合わせた数字が望ましいと思いますので、考え直していただくようお願いいたします。

次に、来年度予算要求について、ガントリークレーンについてです。

ガントリークレーン導入当時、コンテナ数が5倍になると見込んでいたけれども、実際は1.7倍にしかならなかった。当時の想定約35%というのが実績です。それなのに新しく1基ふやそうとする。当時、共産党の西脇議員が5倍となる根拠は何なのかと聞いたら、荷役効率が高まるなど利便性が向上し、コンテナ貨物取扱量は今後もより一層増加し、収支の均衡が図られていくものと考えている、こう言って、設置しました。

本質問で収支計画について聞きましたら、貨物量についてはお答えいただきましたが、支出と収入の関係についてどのような計画だったのか、説明してください。

当時の想定35%で現在のガントリークレーンの収支は均衡していると言えますか、お答えください。

2基の稼働で収支均衡が図られるとお考えか、見解を示してください。

最後に、西地区の埠頭計画についてです。

港湾計画では、28万5000トンとしたPKSについて、必要量については検討中だということでした。しかし、必要な量は確保できるということです。必要な量について検討中なのに、なぜ確保すると断言できるのか、説明してください。

28万5000トン以下となれば、港湾計画におけるマイナス12メートルバース建設の根拠の一つの数字が現実と異なってくることになります。建設の必要性が失われたのではないですか、お答えください。

以上です。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者小林亘君。

○専任副管理者（小林亘君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、平成27年度決算に関し、まず、波による消波ブロックの移動についてでございますが、消波ブロックの移動の原因につきましては、経年変化などにより消波ブロックにずれが生じたところに冬季風浪による波力が作用して移動したものであるというふうに想定いたしております。

次に、復旧工事についてでございますが、国の災害査定におきましては、原形復旧が原則でありますことから、本復旧工事につきましても、被災前の形状で行ったものでございます。

次に、地元企業の受注実績についてでございますが、これまでも、事業の実施に当たりましては、事業の規模や企業の技術力などを勘案しながら適切な入札参加要件を設定するなど、地元企業への受注

機会の確保を図ってきたところでございますが、結果として、先ほどお答えいたしました受注実績になったものというふうに考えております。

次に、どのようにして地元企業の受注機会を確保してきたのかについてでございますが、これまで、適切な地域要件の設定や共同企業体の活用を図るなど、地元企業への受注機会の確保に努めてきたところでございます。

次に、今後の対応についてでございますが、管理組合といたしましては、引き続き、入札の透明性や競争性を確保しつつ、地域の実情に配慮した入札参加要件を設定するなど、地元企業への受注機会の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、来年度予算要求に関し、既設ガントリークレーンの設置当時の収支計画についてであります。既設ガントリークレーンの設置当時の収支計画におきましては、使用料収入から公債費などを差し引いた単年度収支が設置から13年後の平成26年度から黒字となる計画となっております。

次に、既設ガントリークレーンの収支の均衡についてであります。本港のコンテナ貨物量は、リーマンショックによる世界的な経済情勢の悪化や長引く景気の低迷などの影響を受け、その伸びが想定よりも鈍化したことから、平成26年度の段階では、既設ガントリークレーンの収支は均衡していない状況となっております。

次に、今後のガントリークレーンの収支についてであります。2基目のガントリークレーンの設置当初におきましては収支の均衡を図ることが難しいものと考えておりますけれども、近年、本港のコンテナ取扱量が着実に増加していることに加え、新規の外貿定期コンテナ航路の就航が想定されていることから、今後の使用料収入の増加が見込まれているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、関係機関と連携し、ポートセールスを強化するなど、コンテナ取扱量の増加や新規の航路誘致に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、西地区の埠頭建設計画に関し、まず、PKSの輸入量の確保などについてでございますが、発電におけるPKSの必要量につきましては、現在検討中であることや、必要な輸入量が確保できるなどにつきましては、事業者へのヒアリングにおいてお聞きしたところでございます。

最後に、マイナス12メートル岸壁の建設の必要性についてであります。発電に必要なPKSの輸入量などについては、現在、事業者において検討中であり、発電所の建設計画の進捗に伴って明らかになってくるものというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、マイナス12メートル岸壁建設に当たっては、その時々々の社会情勢を見きわめ、事業の重要性や緊急性を十分に検討した上で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 代表監査委員東陽一君。

○代表監査委員（東陽一君） 小貫議員の再質問にお答えします。

企業立地数について、決算年度末の数値とすべきではないかというご指摘でございますが、他府県の決算審査意見書における事例も確認の上、決算年度と異なる年度の数値等を引用したところでございます。

ご承知のとおり、監査の意見につきましては、監査委員の職務権限の一つとして、監査の結果に基

づいて必要な意見を提出することができる旨、地方自治法第199条第10項の規定があるわけですが、さらに、行政実例により、その提出する範囲は必ずしも監査対象に限られるべきものではないと認識しているところでございます。

したがいまして、石狩湾新港管理組合の決算につきましては、総体として適正である旨の審査意見に加えまして、事業の進捗状況や立地企業数など石狩湾新港に関連のある社会経済情勢につきまして、決算審査時点の現況も踏まえ、今後の取り組みへの期待を監査委員の所感として述べさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（八田盛茂君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、報告第1号、2015年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に対し、不認定を主張して、討論を行います。

今回、北防波堤工事の延伸問題については深く質問しませんでした。王子エフテックス1社の利益のために多額の税金をかけて延伸工事を行うことは、不要不急の工事であり、中止を求めます。

また、災害復旧工事が行われましたが、石狩湾新港は、砂地につくった人工の港で、建設当時から、冬季の季節風が強く吹くことが指摘されてきました。つくったそばから防波堤が壊れていては、税金の無駄遣いといしか言いようがありません。

さらに、2015年7月に改訂された港湾計画で、西地区マイナス12メートル岸壁と埠頭用地の建設は、PKSの取り扱いが28万5000トン、石灰石が15万トンになるということで港湾計画に位置づけられています。ところが、今回の答弁では必要量はわからないということであり、港湾計画の破綻は明らかです。

以上、討論といたします。

○議長（八田盛茂君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、日程第3のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（八田盛茂君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（八田盛茂君） これをもちまして、平成28年第3回定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

